新型コロナウイルス感染症対策に関する特別要望

新型コロナウイルス感染症拡大を早期に終息させ、誰もが安全で安心して暮らせる地域 社会を取り戻すことが喫緊の国家的最重要課題となっている。

このため、町村では、全国において刻々と変化する事態の推移を踏まえ、国における累次の対策決定を受け、国・地方が一体となりこの難局に対処するため、地域の現場で求められる対策に懸命に取り組んでいるところである。

よって、国及び県は次の事項を実現するよう強く要望する。

1 医療・介護サービスの提供体制の確保等

- (1) 中山間地域等の医療体制が脆弱な町村においては、新型コロナウイルス感染患者の受入れ増加や院内感染により、地域医療全体の機能が著しく低下することが予想されるため、救急搬送体制の整備をはじめ、医療従事者の派遣等、国及び県の連携による広域的な支援体制を強化すること。
- (2) 一般病床を感染症病床として転用する場合や軽症者を受け入れる施設の整備等、必要な資機材や設備の導入及び医療従事者の増員等に要する経費について、十分な財政措置を講じること。
- (3) 「受診控え」による一般患者の減少や感染患者受入れによる診療報酬の減収による影響のため、病院経営が切迫していることから十分な財政措置を講じること。
- (4) 医療機関における医療用マスク、アルコール消毒液、感染防護具や衛生資材等を安定的に確保できるよう供給体制を強化すること。

また、福祉施設や学校施設等において、マスク、アルコール消毒液等が適切に確保 できるよう、供給体制を維持すること。

- (5) 変異ウイルスによる感染拡大を防ぐため、PCR 検査や抗原検査等の検査体制を拡充 するとともに、国の責任において、治療薬や国産ワクチンの早期開発に対する支援を 強化すること。
- (6) 介護サービスは、高齢者やその家族の生活を支え、高齢者の健康を維持するうえで不可欠なものであるため、介護サービス事業所が安心して継続的にサービスを提供できるよう、感染防止対策の徹底や介護従事者の確保を含め、引き続き万全の支援措置を講じること。

- (7) 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化した介護サービス事業所に対し、事業継続のための支援措置を講じること。
- (8) 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合においても、国民健康保険制度の安定的な運営が確保できるよう、国において必要な財政支援を講じること。
- (9) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険及び国保・後期高齢者医療制度に おける保険料の減免に対して、令和4年度においても、引き続き、十分な財政措置を 講じること。
- (10) 国保・後期高齢者医療制度における傷病手当金の支給に係る経費等について、引き続き、十分な財政措置を講じること。

2 円滑なワクチン接種の実施

- (1) 町村においてワクチン接種を円滑に実施できるよう、必要十分なワクチンの確保・ 供給を図るとともに、ワクチンの種類や量、供給時期及び副反応等について、迅速か つきめ細やかな情報提供を行うこと。
- (2) 国民に対し、接種を受ける際に必要な安全性・有効性、副反応のリスク等に関する情報を周知徹底すること。
- (3) ワクチン接種の実施に当たっては、町村の負担が生じないよう、引き続き、全額国費による財政措置を講じること。
- (4) システムの運用に当たっては、町村や医療現場において過度な事務負担が生じないよう、国の責任において万全の措置を行うこと。

3 子育て・教育支援施策の実施

- (1) 新型コロナウイルスの影響から生じる生活不安、ストレス等により、DV・虐待のリスクの高まりが懸念されるため、町村及び学校での相談体制及び周知の強化による経費等について引き続き支援すること。
- (2) 子供や保護者との直接的な接触を避けられない中、日々感染の不安を抱えながら勤務を継続している保育士及び放課後児童支援員等に対し、処遇改善等を推進すること。
- (3) 新型コロナウイルス影響下における子供たちの学びを保障するため、低所得者世帯における家庭学習時の通信費について補助を行う等、各家庭での学習支援を充実させること。

また、教員の負担軽減のためスクールサポートスタッフ等の人材確保への支援を継続すること。

(4) 感染症防止対策に必要な保健衛生用品等の確保や公立学校施設の整備に係る財政措置を継続・拡充すること。

4 万全な経済対策の実施

- (1) 資金不足や後継者不足に拍車がかかり、事業の継続・承継を断念することのないよう、資金繰り支援や再生計画策定の支援等を継続するとともに、事業承継・引継ぎ支援センターや補助金等による支援を強化すること。
- (2) 中小企業・小規模事業者の感染防止対策への支援を継続すること。 また、感染防止対策や経営課題等についての技術的支援を行う相談体制を強化し、 事業の継続、再開・拡大に向けた取組に十分な財政的・人的支援を講じること。
- (3) 下請け中小企業・小規模事業者に対する買いたたきなど不当な価格低減の要求が行われないよう、発注業者等への周知・管理体制を強化すること。

また、安定的な経営のために企業や消費者への需要喚起を図ること。

- (4) 国産農林水産物の急激な需要の落ち込みや価格下落により収入減となった農林業者、 畜産業者、水産業者に対し、価格・収入安定策や販売促進、需要喚起による効果の検 証を行い、停滞する経済活動が復活するまで支援を継続すること。
- (5) 町村において住民生活に不可欠な路線バスやコミュニティバス、タクシー等の地域 公共交通については、外出自粛による乗客数の減少が続いていることから、安定的に 事業を継続できるよう必要な財政支援を行うこと。

また、感染拡大防止対策にかかる財政支援を強化すること。

(6) 感染防止のための多様化する避難形態について、それぞれの地域の実情に応じた仕組みの構築や施設整備を更に強化できるよう、十分な財政支援を講じること。

5 万全な地方財政対策

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による税収等の落ち込みにより、財政事情が厳しい状況にあることから、町村における財政運営に支障が生じないよう万全な対策を講じること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症を克服し、町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を

着実に推進していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要なため、地方 交付税等の一般財源総額を確実に確保すること。

(3) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における固定資産税の減免等の税制上の措置により生じる減収分については、国費で確実に全額補填すること。

また、短期的な資金手当ての充実はもとより、一般財源の不足等により、各種事業 実施が困難とならないよう、減収補填債の対象税目の拡充をはじめ充分な財政支援措 置を継続すること。

さらに、減収補填債については、引き続き公的資金で引き受けるとともに発行可能 額を確実に確保すること。

- (4) 今後の感染状況に応じ財政需要が生じる場合には、町村が迅速に事業を実施できるよう必要な財政措置を講じること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、国庫補助金等の交付を受けて実施している事業については、やむを得ず途中で中止や見直しとなる事例が発生している。 このため、既に実施した事業に係る交付済みの補助金等については、国庫への返還を不要とすること。

また、工期の遅れ・延期に伴う繰越や事業内容の変更について、柔軟に対応すると ともに、事務手続きを簡素化すること。

6 東京一極集中の抜本的な是正等

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大リスクの低減、首都直下型地震等大規模災害からの 危機管理等の観点から、東京一極集中の是正と自律・分散型国土構造の構築は、重要 かつ喫緊な課題であることから、人や経済を地方に呼び込み、都市・農山漁村の交流 を活発化させるための各般にわたる異次元の積極的な対策を推進すること。
- (2) 住民生活、医療・福祉、教育・文化、産業振興等多様な分野における取組を普及・拡大するために必要となる 5G の全国展開や光ファイバ等情報通信基盤について、条件不利地域も含めた加速的整備促進並びに維持・更新に係る財政支援や人的・技術的支援の一層の拡大・充実を図ること。
- (3) 今後、予想される田園回帰への高まりに対応するため、地域公共交通ネットワーク の一層の拡充による移動手段の確保や道路整備等の地域交通インフラの整備を加速すること。